

意見の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 制度融資</p> <p>ウ 損失補償により取得した借受人への債権について適正に管理すべきもの</p> <p>損失補償により取得した貸付金債権について、長期間にわたり請求等の措置をとっていない事例が見受けられた。</p> <p>債務者の状況や回収可能性を確認し、法令に従った保全ないしは整理の措置をとるべきである。（交通事故被害者つなぎ資金貸付）</p>	<p>平成 27 年 8 月 27 日、債務者及び債務者の法定相続人に対し、通知文の送付を行った。送付後、債務者の法定相続人から連絡があり、直接面会し債務についての説明及び債権の請求を行ったが、時効の援用を主張された。</p> <p>平成 27 年 10 月 6 日、2 回目の通知文の送付を行い、連絡があった債務者に対し、直接面会し債務についての説明及び債権の請求を行ったが、時効の援用を主張された。</p> <p>平成 27 年 12 月 14 日から平成 28 年 1 月 6 日にかけて連絡がなかった債務者の法定相続人の居住先を訪問し、債務についての説明及び債権の請求を行ったが、全員から時効の援用を主張された。</p> <p>会計室、法務課に相談したうえで平成 27 年度中に本債権の不納欠損処理を行った。（危機管理室）</p>	<p>措置済</p>